項第四号イ中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同項第五号イ中「以下イ及び第二十九項」を「イ及び第三十項」に、「（第二十九項」を「（同項」に改め、同号ロ中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項の」を「第十四項の」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十四項及び第十六項」を「第十五項及び第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第三号中「特別関係会社」を「法第七十条の七第二項第一号ハに規定する特定特別関係会社」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定は、法第七十条の七第二項第一号ハに規定する特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社について準用する。この場合において、前項第一号中「の親族」とあるのは、「と生計を一にする親族」と読み替えるものとする。

第四十条の八の二第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第二項中「第九項第一号、第二十一項及び第二十四項から第二十七項まで」を「第十項第一号、第二十二項及び第二十五項から第二十八項まで」に改め、同条第七項中「第二十九項において」を「第三十項において」に、「すべてに」を「全てに」に改め、同項第一号中「第二十九項第一号」を「第三十項第一号」に改め、「、第九項第三号」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第五十一項を同条第五十二項とし、同条第五十項を同条第五十一項とし、同条第四十九項を同条第五十項とし、同条第四十八項中「第四十項又は第四十一項」を「第四十一項又は第四十二項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十七項を同条第四十八項とし、同条第四十六項中「起算して」を削り、同項を同条第四十七項とし、同条第四十五項を同条第四十六項とし、同条第四十四項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項から第四十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十九項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十八項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項から第二十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十一項第一号イ中「第三十一項」を「第三十二項」に改め、同号ロ中「第三十一項」を「第三十二項」に、「第三十三項」を「第三十四項」に、「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項第二号イ中「第三十三項」を「第三十四項」に改め、同項第三号イ中「第三十三項」を「第三十四項」に改め、同項第四号イ中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項第五号イ中「以下イ及び第三十五項」を「イ及び第三十六項」に、「（第三十五項」を「（同項」に改め、同号ロ中「第三十五項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十二項」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十六項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第三号中「特別関係会社」を「法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特定特別関係会社」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　前項の規定は、法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社について準用する。この場合において、前項第一号中「の親族」とあるのは、「と生計を一にする親族」と読み替えるものとする。

第四十条の八の二に次の一項を加える。

53　相続税法第三十四条第六項に規定する連帯納付義務者が同条第一項の規定により相続税（法第七十条の七の二第一項の規定による納税の猶予を受けていたものに限る。）を納付する場合における相続税法第五十一条の二の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「受けていた場合」とあるのは「受けていた場合又は当該相続税について租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等についての相続税の納税猶予）の規定による納税の猶予を受けていた場合」と、同号イ(1)中「あつた日」とあるのは「あつた日（租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定による納税の猶予を受けていた場合には、同条第二十三項の表の各号の上欄に掲げる場合の区分に応じ当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号、第三号又は第六号から第八号までの下欄に掲げる日以前二月以内に同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）」と、同項第二号イ中「金額」とあるのは「金額（租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定による納税の猶予を受けていた場合には、同条第二十三項の表の各号の上欄に掲げる場合の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる金額のうち納税義務者の未納の相続税額を基礎とし、前号イ(1)の期間に、同項に規定する利子税の割合を乗じて算出した金額）」とする。

第四十条の八の三第一項中「第八項」を「第九項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「前条第十二項から第十九項まで」を「前条第十三項から第二十項まで」に改め、「計算」の下に「及び同条第十一項において法第七十条の七の二第十四項第十号の規定を準用する場合」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前条第九項の規定は、法第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社について準用する。

第四十条の八の三第九項中「前条第二十項」を「前条第二十一項」に改め、同条第十項中「前条第二十一項及び第二十二項」を「前条第二十二項及び第二十三項」に改め、同条第十四項中「前条第二十五項」を「前条第二十六項」に改め、同条第十六項中「前条第二十七項から第二十八項まで」を「前条第二十八項から第三十七項まで」に、「前条第二十七項中」を「前条第二十八項中」に改め、同条第十七項中「前条第三十七項から第三十九項まで」を「前条第三十八項から第四十項まで」に改め、同条第十八項中「前条第四十項」を「前条第四十一項」に改め、同条第二十二項中「前条第五十一項」を「前条第五十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「前条第四十九項及び第五十項」を「前条第五十項及び第五十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「前条第四十一項から第四十七項まで」を「前条第四十二項から第四十八項まで」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19　経営相続承継受贈者が法第七十条の七の四第一項の特例受贈非上場株式等につき同項の規定の適用を受ける場合において、当該特例受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社（同条第二項第一号ハに規定する特別関係会社をいう。以下この項において同じ。）であつて当該認定相続承継会社との間に同号への支配関係がある法人が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）又は医療法人（第八項において準用する前条第十三項に規定する医療法人をいう。）の株式等を有するときにおける法第七十条の七の四第十一項において準用する法第七十条の七の二第十四項第十号の規定の適用については、同号中「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社又は当該認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社」と、「認定承継会社との」とあるのは「認定相続承継会社との」と、「認定承継会社等」とあるのは「認定相続承継会社等」と、「認定承継会社の」とあるのは「認定相続承継会社の」と、「当該認定承継会社等が当該株式等」とあるのは「第七十条の七の四第一項の特例受贈非上場株式等の前条第一項の規定の適用に係る贈与の時における当該認定相続承継会社の株式等の価額を基礎とし、当該認定相続承継会社等が当該外国会社その他政令で定めるところにより計算した価額に」とあるのは「財務省令で定めるところにより計算した価額に」とする。

第四十条の八の三に次の一項を加える。